

使用による識別性が認められる 出願の指定商品

会員 小林 茂



要 約

出願商標（たとえば「あずきバー」）を出願商標から特性が想起される商品（たとえば「あずきを加味してなる棒状の菓子」）に属する商品（たとえば「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」）に使用した結果、出願商標から特性が想起される商品に属する全ての商品の出所と商標登録出願人との関連を認識することができるようになった場合に、指定商品を出願商標から特性が想起される商品としたとき、商標登録を受けることができるとすべきである。

また、使用による識別性が生じた場合であっても、出願商標から特性が想起される商品（たとえば「あずきを加味してなる棒状の菓子」）以外の商品が指定商品に含まれるとき（たとえば指定商品を「あずきを加味してなる菓子」にしたとき）には、商標登録を受けることができないとすべきである。

目次

- 1 はじめに
- 2 商標の識別性と指定商品
- 3 商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標、商品
- 4 使用による識別性が生じた場合の指定商品
- 5 審査基準について
- 6 最近の判例について
- 7 まとめ

1 はじめに

出願商標が商標法第3条第2項（使用による識別性）に該当する場合には、指定商品をどのようにすれば、商標登録を受けることができるか。

この問題を考察するには、前提として、出願商標が商標法第3条第1項第3号（商標の識別性）に該当する場合、どのような商品が指定商品に含まれるとき、商標登録を受けることができないか、について考察する必要がある。また商標法第4条第1項第16号（商品の品質の誤認）に該当する商標とはどのような商標であるのか、指定商品をどのようにしたとき、商標法第4条第1項第16号により商標登録を受けることができないのか、について考察する必要がある。

そこで、使用による識別性が生じた場合の指定商品について論ずる前に、商標の識別性と指定商品、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標、商品について論ずる。

2 商標の識別性と指定商品

（1）商標法第3条第1項柱書には、「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。」と規定され、また商標法第3条第1項第3号には、「その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期……を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」と規定されている。

これらの規定によれば、商品の品質等の特性を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標（以下、「特性表示商標」という）は商標登録を受けることができない。

では、出願商標が特性表示商標である場合に、どのような商品が指定商品に含まれるとき、商標登録を受けることができないか。たとえば、出願商標が「あずきバー」である場合に、どのような商品が指定商品に含まれるとき、商標登録を受けることができないか。

（2）特性表示商標が商標登録を受けることができないのは、特性表示商標が商品について使用されたとしても、自己の商品と他人の商品とを識別することができず、また特性表示商標の使用を特定の者に独占させるのは不当だからである。

そして、特性表示商標から特性が想起される商品

(以下、「特性想起商品」という)に属する商品に当該特性表示商標が使用されたとき(以下の記述では、単に「特性想起商品に特性表示商標が使用されたとき」などという)、自己の商品と他人の商品とを識別することができず、また特性想起商品についての特性表示商標の使用を特定の者に独占させることは不当である。たとえば、商標「あずきバー」から想起される特性想起商品が「あずきを加味してなる菓子」である場合には、商標「あずきバー」を商品「あずきを加味してなる菓子」に使用したとき、自己の商品と他人の商品とを識別することができず、また商品「あずきを加味してなる菓子」についての商標「あずきバー」の使用を特定の者に独占させるのは不当である。

したがって、出願商標が特性表示商標であって、当該出願商標から想起される特性想起商品が指定商品に含まれるときには、商標登録を受けることができない。たとえば、出願商標「あずきバー」から想起される特性想起商品が「あずきを加味してなる菓子」であり、指定商品が「菓子」であるときには、商標登録を受けることができない。また、出願商標「あずきバー」から想起される特性想起商品が「あずきを加味してなる棒状の菓子」あるいは「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」であり、指定商品が「あずきを加味してなる菓子」であるときにも、商標登録を受けることができない。

3 商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標、商品

(1) 商標法第4条第1項柱書には、「次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。」と規定され、また商標法第4条第1項第16号には、「商品の品質……の誤認を生ずるおそれがある商標」と規定されている。

これらの規定によれば、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標については商標登録を受けることができない。

では、出願商標がどのような商標であり、指定商品がどのような商品であるとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあると判断されるのか。

(2) 商品の品質の誤認を生ずるおそれは、商標から商品の特性が想起され、その想起された商品の特性と当該商標が使用された商品の特性とが相違する場合に認められる。そして、特性表示商標から想起される特

性想起商品の特性と特性想起商品以外の商品の特性とは相違する。たとえば、特性表示商標「あずきバー」から想起される特性想起商品が「あずきを加味してなるアイス菓子」である場合、特性想起商品「あずきを加味してなるアイス菓子」の特性と特性想起商品以外の商品たとえば商品「あずきを加味してなるもち菓子」の特性とは相違する。このため、特性表示商標を特性想起商品以外の商品に使用したとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある。

したがって、出願商標が特性表示商標であって、当該出願商標から想起される特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあると判断される。たとえば、出願商標「あずきバー」から想起される特性想起商品が「あずきを加味してなるアイス菓子」である場合には、商品「あずきを加味してなるアイス菓子」以外の商品が指定商品に含まれるとき、たとえば指定商品が「あずきを加味してなる菓子」であるとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあると判断される。

以上述べたように、商標が特性表示商標である場合に、商標の識別性および商品の品質の誤認が問題となるのであるから、以下では商標が特性表示商標である場合についてのみ考える。

(3) なお、出願商標から想起される特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるときにも、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあると判断されない場合がある。しかし、本稿では便宜上、出願商標から想起される特性想起商品以外の商品であって、しかも当該出願商標を使用したとしても、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあると判断されない商品が指定商品に含まれない場合について考える。

4 使用による識別性が生じた場合の指定商品

(1) 商標法第3条第2項には、「前項第三号から第五号までに該当する商標であつても、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品……であることを認識することができるものについては、同項の規定にかかわらず、商標登録を受けることができる。」と規定されている。

この規定によれば、特性表示商標である出願商標が商品に使用された結果、出願商標が使用された商品が何人かの業務に係る商品であることを、需要者が認識することができるときには、商標登録を受けることが

できる。すなわち、出願商標が商品に使用された結果、使用による識別性が生じたときには、商標登録を受けることができる。

では、使用による識別性が生じた場合には、指定商品がどのような商品であるとき、商標登録を受けることができるか。たとえば、出願商標「あずきパー」を商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」について使用した結果、使用による識別性が生じた場合には、指定商品がどのような商品であるとき、商標登録を受けることができるか。

(2) 商標法第3条第2項は、出願商標から想起される特性想起商品が指定商品に含まれるときには、商標登録を受けることができないことを前提として、使用による識別性が生じたときには、出願商標から想起される特性想起商品が指定商品に含まれていたとしても、商標登録を受けることができることとしている。このため、使用による識別性のみを考慮するときには、特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれていないとしても、商標登録を受けることができる。

しかしながら、上述の如く、特性表示商標を特性想起商品以外の商品に使用したとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある。このため、使用による識別性が生じたか否かに関わりなく、出願商標から想起される特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるときには、商標登録を受けることができない。

(3) 以上のことから、使用による識別性が生じた場合には、出願商標から想起される特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれないとき、商標登録を受けることができる。

5 審査基準について

(1) 審査基準⁽⁴⁾においては、使用による識別性が生じたために商標登録を受けることができるのは、「出願された商標及び指定商品又は指定役務と、使用されている商標及び商品又は役務とが同一の場合のみとする。」としている。

この審査基準によれば、指定商品と出願商標が使用されている商品とが「同一の場合」に商標登録を受けることができる。では、この「同一の場合」とはどのような意味であるか。

「同一の場合」とは、指定商品と出願商標が使用された商品そのもの（以下、「使用商品」という）とが同じ場合であると解釈することができる。すなわち、出願

商標から想起される特性想起商品に属する商品に出願商標を使用した結果、使用による識別性が生じた場合に、指定商品を使用商品としたときには、商標登録を受けることができるが、指定商品を特性想起商品としたときには、商標登録を受けることができないと解釈することができる。たとえば、出願商標「あずきパー」から想起される特性想起商品が「あずきを加味してなる棒状の菓子」であり、特性想起商品に属する商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」に出願商標を使用した結果、使用による識別性が生じた場合に、指定商品を使用商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」としたときには、商標登録を受けることができるが、指定商品を特性想起商品「あずきを加味してなる棒状の菓子」としたときには、商標登録を受けることができないとしていると解釈することができる。

(2) ここで、判例⁽²⁾において、「法が、同条2項所定の場合に登録をすることができるとした趣旨は、①当該商標が、本来であれば、自他商品の識別力を持たないとされる標章であっても、特定人が当該商標をその業務に係る商品に使用した結果、当該商標から、商品の出所と特定の事業者との関連を認識することができる程度に、広く知られるに至った場合には、登録商標として保護を与えない実質的な理由に乏しいといえること、②当該商標の使用によって、商品の出所であると認識された事業者による独占使用が事実上容認されている以上、他の事業者等に、当該商標を使用する余地を残しておく公益的な要請は喪失したとして差し支えないことにあるものと解される。」と判示されている。

この判例が判示する商標法第3条第2項の規定の趣旨からするならば、特性表示商標が特性想起商品に使用された結果、特性想起商品の出所と特定の事業者との関連を認識することができるときには、当該事業者による特性表示商標の特性想起商品についての独占使用が事実上容認されており、当該事業者は当該事業者以外の者による特性想起商品についての特性表示商標の使用を禁止しうる。

したがって、出願商標が特性想起商品に属する特定の商品に使用されたとしても、上記の特定の商品以外の特性想起商品に属する商品のいずれかの出所と商標登録出願人との関連を認識することができないとき、すなわちその出所と商標登録出願人との関連を認識することができない商品（以下、「関連非認識商品」とい

う)が存在するときには、当該商標登録出願人による出願商標の関連非認識商品についての独占使用は事実上容認されていないから、当該商標登録出願人以外の者による関連非認識商品についての出願商標の使用を禁止しえないはずである。たとえば、出願商標「あずきバー」が特性想起商品「あずきを加味してなる棒状の菓子」に属する商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」に使用されたとしても、商品「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」の出所と商標登録出願人との関連を認識することができないときには、当該商標登録出願人による出願商標「あずきバー」の商品「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」についての独占使用は事実上容認されていないから、当該商標登録出願人以外の者による商品「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」についての出願商標「あずきバー」の使用を禁止しえないはずである。

しかしながら、特性想起商品に属する商品は相互に類似するので、指定商品が特性想起商品に属する商品である商標登録出願について商標登録がなされた場合には、原則として商標権者以外の者による特性想起商品に属する全ての商品についての登録商標の使用が禁止される(商標法第25条、第37条)。たとえば、特性想起商品「あずきを加味してなる棒状の菓子」に属する商品は相互に類似するので、指定商品が特性想起商品に属する商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」である商標登録出願について商標登録がなされた場合には、原則として商標権者以外の者による特性想起商品に属する全ての商品についての登録商標の使用が禁止され、特性想起商品に属する商品「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」についても、原則として商標権者以外の者による登録商標の使用が禁止される。

このように、出願商標が特性想起商品に属する特定の商品に使用されたが、未だ関連非認識商品が存在するときにも、使用商標を指定商品とする商標登録出願について商標登録を認めた場合には、商標権者以外の者による関連非認識商品についての登録商標の使用を禁止しえないはずであるにもかかわらず、原則として商標権者以外の者による関連非認識商品についての出願商標の使用を禁止しうることとなる。

(3) しかも、商標法第26条第1項第2号の規定によれば、指定商品が特性想起商品に属する商品である商標登録出願について商標登録がなされた場合に、商標権者以外の者は、特性想起商品に属する商品のうち

の指定商品以外の商品に、登録商標である特性表示商標を使用することができる。たとえば、指定商品が特性想起商品「あずきを加味してなる棒状の菓子」に属する商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」である商標登録出願について商標登録がなされた場合に、商標権者以外の者は、特性想起商品に属する商品のうちの指定商品以外の商品「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」に、登録商標である特性表示商標「あずきバー」を使用することができる。

したがって、仮に、出願商標が特性想起商品に属する商品に使用された結果、少なくとも使用商品については、その出所と商標登録出願人との関連を認識することができる状態となったが、未だ関連非認識商品が存在する場合にも、指定商品が使用商品である商標登録出願について商標登録を認めるときには、商標権者以外の者は指定商品以外の特性想起商品に登録商標を使用することができる。たとえば、出願商標「あずきバー」が商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」に使用された結果、少なくとも商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」については、その出所と商標登録出願人との関連を認識することができる状態となったが、未だ商品「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」の出所と商標登録出願人との関連を認識することができない場合にも、指定商品が商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」である商標登録出願について商標登録を認めるときには、商標権者以外の者は、指定商品以外の特性想起商品「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」について登録商標「あずきバー」を使用することができる。

この結果、商標権者と商標権者以外の者とが同一の商標を類似する商品に使用することができる結果となる。たとえば、商標権者と商標権者以外の者とが同一の商標「あずきバー」を類似する商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」と「あずきを加味してなる棒状のもち菓子」とに使用することができる結果となる。

(4) 以上のことから、出願商標が特性想起商品に属する商品に使用された結果、使用商品の出所と商標登録出願人との関連を認識することができるようになっただけでなく、特性想起商品に属する全ての商品の出所と商標登録出願人との関連を認識することができるようになり、特性想起商品に属する全ての商品について、商標登録出願人による出願商標の独占使用が容

認められる状態となり、しかも指定商品を特性想起商品としたときに、商標登録を受けることができるとすべきである。

したがって、審査基準が、使用による識別性が生じた場合に、指定商品を使用商品としなければ、商標登録を受けることができないとしているときには、当該審査基準は失当であると思われる。

6 最近の判例について

(1) 最近の判例⁽³⁾において、「本願商標の指定商品は、「あずきを加味してなる菓子」として特定されているところ、本件商品は、アイス菓子ではあるものの、「あずきを加味してなる菓子」であることに変わりはなく、かつ、本願商標は、前記に認定のとおり、使用をされた結果需要者が原告の業務に係る商品であることを認識することができるに至ったものと認められるから、商標法3条2項の要件を満たすといつて妨げはないのであって、上記のように特定された本願商標の指定商品を更にアイス菓子とそれ以外に区分して判断すべき理由はない。」と判示されている。

この判例の事案においては、出願商標が「あずきバー」であり、指定商品が「あずきを加味してなる菓子」である。そして、出願商標「あずきバー」を商品「あずきを加味してなる棒状の氷菓子」に使用した結果、使用による識別性が生じたと認定されている。また、出願商標「あずきバー」から想起される特性想起商品は「小豆又はそれから作られたあんを含有する棒状の菓子」であると認定されている。(ここでは便宜上、「あずきを加味してなる棒状の氷菓子」を「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」と言い換え、「小豆又はそれから作られたあんを含有する棒状の菓子」を「あずきを加味してなる棒状の菓子」と言い換えることとする。)

(2) このように、上記判例においては、出願商標「あずきバー」を商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」について使用した結果、使用による識別性が生じた場合に、指定商品を「あずきを加味してなる菓子」とすることを認めている。すなわち、指定商品を使用商品「あずきを加味してなる棒状のアイス菓子」よりも広い範囲の商品「あずきを加味してなる菓子」とすることを認めている。したがって、上記判例においては、使用による識別性が生じた場合に、指定商品を使用商品としなければ、商標登録を受けること

ができない、とは解釈していない。

また、上記判例においては、特性想起商品を「あずきを加味してなる棒状の菓子」と認定し、しかも指定商品を「あずきを加味してなる菓子」とすることを認めている。したがって、上記判例においては、特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれていたとしても、商標登録を受けることができるとしている。

では、使用による識別性が生じた場合には、出願商標を特性想起商品以外の商品に使用したとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれはないか。たとえば、使用による識別性が生じた場合には、出願商標「あずきバー」を特性想起商品「あずきを加味してなる棒状の菓子」以外の商品「あずきを加味してなり、棒状とはいえない菓子」たとえば商品「あずきを加味してなる球状の菓子」について使用したとき、商品の品質の誤認を生ずるおそれはないか。

(3) 特性表示商標が使用された特性想起商品が何人かの業務に係る商品であることを需要者が認識することができる状態となったとき、使用による識別性が生ずる。しかし、特性表示商標が使用された特性想起商品が何人かの業務に係る商品であることを需要者が認識することができる状態となったとしても、特性表示商標を特性想起商品以外の商品に使用するときには、商品の品質の誤認を生ずるおそれなくなるわけではない。すなわち、使用による識別性が生じて、特性表示商標を登録商標とした商標権が成立した場合に、商標権者が登録商標を特性想起商品以外の商品に使用したときには、その商品が当該商標権者の業務に係る商品であることを需要者が認識することができたとしても、やはり商品の品質の誤認を生ずるおそれがある。たとえば、登録商標「あずきバー」から想起される特性想起商品が「あずきを加味してなる棒状の菓子」である場合には、使用による識別性が生じて、商品「あずきを加味してなり、棒状とはいえない菓子」が商標権者の業務に係る商品であることを需要者が認識することができたとしても、商標権者が商標「あずきバー」を商品「あずきを加味してなり、棒状とはいえない菓子」について使用したときには、やはり商品の品質の誤認を生ずるおそれがある。

(4) ここで、地域団体商標も特性表示商標であるが、出願商標が使用された結果、自己又はその構成員の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、商標登録を受けることが

できる（商標法第7条の2第1項柱書）。すなわち、地域団体商標については、出願商標に周知性が生じたときには、指定商品が出願商標（地域団体商標）から想起される特性想起商品である商標登録出願について商標登録を受けることができ、商標登録出願人による特性想起商品についての出願商標の独占使用が容認され、当該商標登録出願人以外の者による特性想起商品についての出願商標の使用を禁止する。

そして、審査基準⁽⁴⁾には、「地域団体商標は、これが商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品又は役務以外の商品又は役務について使用されるときは、商品の品質又は役務の質の誤認を生じさせるおそれがあるものとして、本号の規定を適用するものとする。」と記載されている。

この審査基準によれば、指定商品に地域団体商標中の地域の名称と密接な関連性を有する商品以外の商品が含まれるとき、すなわち指定商品に地域団体商標から想起される特性想起商品以外の商品が含まれるときには、商標法第4条第1項第16号の規定により商標登録を受けることができない。たとえば、地域団体商標が「関さば」である場合には、指定商品に特性想起商品「佐賀関産のさば」以外の商品が含まれるとき、たとえば指定商品を「さば」としたときには、商標登録を受けることができない。

このように、地域団体商標である出願商標に周知性が生じ、商標登録出願人による特性想起商品についての出願商標の独占使用が容認され、当該商標登録出願人以外の者による特性想起商品についての出願商標の使用を禁止するとしても、出願商標が特性表示商標といえなくなるわけではなく、指定商品に地域団体商標から想起される特性想起商品以外の商品が含まれるときには、商標法第4条第1項第16号の規定により商標登録を受けることができない。

このことから、特性表示商標である出願商標に識別性が生じ、商標登録出願人による特性想起商品についての出願商標の独占使用が容認され、当該商標登録出願人以外の者による特性想起商品についての出願商標の使用を禁止するとしても、出願商標が特性表示商標といえなくなるわけではなく、出願商標を特性想起商品以外の商品に使用した場合には、商品の品質の誤認を生ずるおそれがあることは明らかである。このため、使用による識別性が生じた場合にも、特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるときには、商標

法第4条第1項第16号の規定により商標登録を受けることができない。

(5) 以上のことから、上記判例は、使用による識別性が生じた場合に、特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるときにも、商標登録を受けることができるとしている点で、失当であると思われる。

(6) なお、特性表示商標を特性想起商品に使用した結果、使用による識別性が生じた場合に、使用された商標を特性想起商品以外の商品に使用したとしても、商品の品質の誤認が生じないこともありえないではない。たとえば、特性表示商標を特性想起商品に使用した結果、使用された商標が極めて著名となり、使用された商標がもはや特性表示商標とはいえなくなった場合には、その商標をどのような商品に使用したとしても、商品の品質の誤認を生ずるおそれはない。そして、このような場合には、特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるときにも、商標登録を受けることができる。

7 まとめ

(1) 商標には、商品の品質等の特性を表示する特性表示商標がある。また、特性表示商標からは特定の特性を有する商品（特性想起商品）が想起される。

そして、特性表示商標を特性想起商品に使用したときには、識別性が認められない。このため、出願商標が特性表示商標であり、特性想起商品が指定商品に含まれるときには、商標登録を受けることができない（商標法第3条第1項第3号）。

また、特性表示商標を特性想起商品以外の商品に使用した場合には、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある。このため、出願商標が特性表示商標であり、特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるときには、商標登録を受けることができない（商標法第4条第1項第16号）。

(2) 出願商標を特性想起商品に属する商品に使用した結果、使用による識別性が生じた場合には、特性想起商品に属する商品が指定商品に含まれていたとしても、商標登録を受けることができる（商標法第3条第2項）。

この場合、特性想起商品に属する全ての商品の出所と商標登録出願人との関連を認識することができるようになった場合に、指定商品を特性想起商品としたとき、商標登録を受けることができ、指定商品を使用商

品にしなくとも、商標登録を受けることができるとすべきである。

また、使用による識別性が生じた場合であっても、特性想起商品以外の商品が指定商品に含まれるときには、商標法第4条第1項第16号の規定により商標登録を受けることができないとすべきである。

なお、本稿においては商品に使用される商標について記述したが、役務に使用される商標についても同様

に考えられる。

注

- (1) 「商標審査基準」の第2, 2, (1)
 - (2) 知的財産高等裁判所平成20年3月27日判決（平成19年（行ケ）第10243号）
 - (3) 知的財産高等裁判所平成25年1月24日判決（平成24年（行ケ）第10285号）
 - (4) 「商標審査基準」の第3, 十四, 6
- （原稿受領 2013. 4. 18）

日本弁理士会の
『特許等出願援助制度』をご活用ください
～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

JPAA
Information

特許出願等援助制度とは？

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

援助対象者は？

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

援助の費用は？

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

援助の条件は？

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。（※詳細は右の「利用の流れ」）

利用の流れ

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら
弁理士の設定

↓

契約

↓

援助の開始

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

検索